

## 青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 大間奥戸風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 対象事業実施区域周辺には、約0.1km～約1.3kmの範囲に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音(超低周波音を含む)及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。
- 2 対象事業実施区域及びその周辺は、猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りルートとなっているほか、イヌワシ・クマタカの生息が確認されている。  
これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行うこと。  
また、その結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響があると評価される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。
- 3 希少猛禽類や渡り鳥の調査について、対象事業実施区域の南側にも調査地点を追加すること。  
また、希少猛禽類の調査については、狩場の適地と考えられる放棄畑雑草群落や伐採跡地群落を調査地点に追加すること。
- 4 鳥類の録音調査は、任意観察調査とは別立てとし、春季の夜と早朝に複数箇所で行うこと。  
また、渡り鳥の調査について、特に夜間は目視観察ができないため、レーダー調査が有用と考えられることから、レーダー調査を追加すること。
- 5 魚類の調査について、サケ科魚類などの遡上に合わせ、秋季の調査を追加すること。
- 6 工事用資材等搬入路の整備に伴う土地の改変箇所を明示すること。  
また、当該箇所における樹木の伐採や奥戸川の改変等に伴い、動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、適切な調査地点を選定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。
- 7 植物の調査について、記載文献資料以外の植物種にも配慮する必要があることから、既設の発電所の文献資料調査や専門家からの意見聴取等により、地域特性や最新の知見を踏まえた上で調査、予測及び評価を行うこと。

- 8 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。
- 9 近接する既存の風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。